

2022年3月期小森グループ英国現代奴隷法に関する声明（仮訳）

この声明は2015年に成立した英国現代奴隷法第54条に基づき、株式会社小森コーポレーションおよび関連子会社(以下、小森グループと記載)の現代奴隷及び人身売買の防止に関する方針および取り組みを開示するものです。

1. 小森コーポレーションについて

株式会社小森コーポレーションは印刷機械ならびに印刷関連機器、付属品の開発・製造・販売・修理加工を行っている機械メーカーです。国内外の主要な印刷会社や政府系印刷機関を主要な顧客とし、主に出版・商業・パッケージ用オフセット印刷機械、紙幣・有価証券用特殊印刷機械、印刷関連機器などを提供しております。2022年3月現在で日本、北米、欧州、中華圏、東南アジアなどで事業を展開し、計41の国や地域に拠点を保有、全世界の社員数は2,613名となっております。

企業/事業の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.komori.com/ja/jp/>

また、当社は製品製造のために国内外のサプライヤーから素材、機械部品、電子部品、一部完成品等の様々な部品を調達しております。

2. 奴隷労働・人身売買防止に関する方針

小森グループでは、全従業員が遵守すべき規範として「KOMORI グループ企業行動憲章」を、全従業員に対する行動基準として「KOMORI グループ社員行動基準」を定めています。

「KOMORI グループ企業行動憲章」では、基本的人権の尊重を目的として以下のような条項を定めております。

「私たちは、事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、現地の文化や慣習にも配慮し、当該国・地域の印刷文化・技術の発展に貢献します。」

また「KOMORI グループ社員行動基準」でも同様に、従業員の基本姿勢として人権の尊重を明確に定めております。

当社サプライチェーンに対しては英国現代奴隷法についての説明を行い、奴隷労働や人身売買による労働力の確保を行わないことを依頼する活動を進めて参ります。

3. 奴隷労働・人身売買防止に関する取り組み

入社時に社員に対し「KOMORI グループ企業行動憲章」および「KOMORI グループ社員行動基準」を記したパンフレットを配布し、人権尊重を含む規範や基準の遵守を徹底しております。

また、日本国内の小森グループ各社において内部通報制度を整備し、グループ従業員や派遣社員向けの相談窓口を設定しております。

4. 教育・研修

日本国内の小森グループ会社では、従業員に対するコンプライアンス研修を毎年実施しており、その中でいかなる事由による人権侵害、差別を行わないことを従業員に対し周知しております。

本声明文は 2023 年 1 月 31 日、当社取締役会にて提議、承認されました。

2023 年 1 月 31 日

株式会社小森コーポレーション

代表取締役社長

持田 訓